



マイナンバー制度が始まりました



マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や電話などに注意！

内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問などに関する情報が寄せられています。注意していただきたい事項、困った場合の相談窓口をお知らせします。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問などには十分注意し、内容に応じて、相談窓口をご利用ください。

【このような電話などに注意してください！】

- マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。ATMの操作をお願いすることはありません。
- マイナンバーの通知は、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポストに入っていることはありません。また、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることはありませんので、「なりすまし」の郵便物にご注意ください。
- 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

【ご相談は各窓口まで】

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

○マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

平日 午前9時30分から午後10時まで

土日祝日（年末年始を除く）午前9時30分から午後5時30分まで

《不審な電話などをうけたらこちら》

○消費者ホットライン 188（いやや!）

○警察 相談専用電話 #9110

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

《マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の取扱いに関する苦情はこちら》

○特定個人情報保護委員会 03-6441-3452

平日 午前9時30分から午後5時30分まで

インターネットなどにおける個人番号の公表について

インターネットなどに自らのマイナンバー（個人番号）を公表する行為は、他人がそのマイナンバー（個人番号）を見ることが出来る状態に置いてあると考えられることから、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）

第19条の提供制限に違反する可能性があります。したがって、インターネットなどに自らのマイナンバー（個人番号）を掲載しないでください。

また、これを見た他人が、インターネットなどにおいて公表されているマイナンバー（個人番号）をプリントアウトなどして収集した場合には、番号法第20条の収集制限に違反する可能性がありますのでご注意ください。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：熊谷